

## 第29回柏市農業委員会総会議事録

1 令和5年12月8日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所 分室1-2階 第1会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

### <農業委員>

1番	金子	幸司	2番	酒卷	寿雄
3番	遠藤	秀生	4番	大宮	茂男
5番	成嶋	君美	6番	飯野	文夫
7番	坂卷	洋行	8番	石井	マサ子
9番	岡田	英夫	10番	寺島	和彦
11番	村越	等	12番	橋本	英介
13番	谷田	和代	14番	平川	徹
15番	染谷	茂	16番	山崎	明久

16名中16名出席

### <農地利用最適化推進委員>

17番	友野	博之	18番	小川	克己
20番	染谷	織恵	21番	大塚	信幸
22番	豊田	佐智子	23番	木村	寿
24番	関根	勝敏	25番	濱嶋	静
26番	富澤	英三	27番	林	敏夫
28番	飯田	利明	29番	石井	一美
30番	砂川	晴彦	31番	坂卷	儀治

15名中14名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

19番 栗原 豊

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 寺嶋 浩

統括リーダー 兼 岡 洋 和

副主幹 山 本 雅 代

副主幹 柿 崎 祐 一

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第 3号 農用地利用集積計画の決定について

7 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

(2) 生産緑地地区の買取りの申出による農業従事者へのあっせんについて

(午後2時00分開議)

**議長** ただいまより第29回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中16名、推進委員15名中14名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

**議長** 議長一任ということですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** それでは指名をいたします。

寺島和彦委員，村越等委員，よろしくお願ひいたします。

次に，日程２ 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，御了承願ひます。

今月の担当は，第１調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，成嶋委員長よろしくお願ひいたします。

**成嶋委員長** 農地第１調査会は，去る１２月４日，５日，令和５年度，第９回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条３件，第５条３件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和５年８月に開催された第２５回総会の議案第１号の２件及び議案第２号の４件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

それでは，日程３ 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは審議に入ります。

１番から２番につきましては，関連していますので，一括して調査結果の報告を，成嶋委員長お願ひいたします。

**成嶋委員長** １番及び２番について，御報告します。

調査会資料は，２ページからになります。

件数は２件ですが，同一譲受人及び譲渡人，また同一目的のため，

一括して説明します。

本件は、柏市●●に在住の譲受人が、自己所有地と一体化して、耕作を拡大するため、また、譲渡人は高齢により農業経営を縮小するため、贈与による所有権の移転を伴う許可申請です。

なお、贈与は親子による家族間です。

申請地は、大青田の畑●●筆、計●●㎡のうちの持分1/2、及び大青田の畑●●筆、●●㎡、合計●●㎡で、前者は●●、後者は●●等を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番から2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番から2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 3番について、御報告します。

調査会資料は、8ページからになります。

本件は、柏市●●に在住の譲受人が、他の所有農地と併せて耕作を拡大するため、また、東京都●●の譲渡人は、別仕事により農業経営が難しいため、贈与による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 1番について、御報告します。

調査会資料は、11ページからになります。

本件は、賃貸借による、畑から資材置場への転用申請です。

申請地は、大青田の畑●●筆、●●㎡です。

市街化区域に隣接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は●●市で●●等を営む法人で、法人所在地の近隣に資材置場を借地にて保持していましたが、本市等での事業が増えたことから、資材置場として利用できる場所を探していました。

計画内容は、資材置場としてブロック、パレット等の資材を置く予定です。なお、緩斜面地のため、一部のり面処理を行い、平面地を作り、ブロック置場等のスペースを確保します。残土等は発生しません。また、入口から●●m及び車両が入るスペース中心に●●mは碎石敷き●●cmとします。

被害防除対策として、緩斜面地のために道路方面に流れる雨水等については、砂利敷きによる自然浸透及び道路へ接する内側に新規U字構及び雨水ますを設置して、流水を受け止め、接続道路等への流出を防ぎます。

隣地との境界には●●mのネットを張り、申請地は転圧後に置場の下へ防草ネットを設置し、出入口付近への砂利の敷設を含め、土砂の流出を防ぎます。また、道路面には高さ●●mのパネルフェンス及びゲートで侵入等を防ぎ、安全面を確保します。また、工事中、作業車が入るものにおいては、警備員を配置します。

なお、本件は、一度8月に申請があり、面接審査まで行いましたが、指摘事項対応のため、申請延長の申出があり、県にも確認した結果、延長を認め、今回の再申請に至ったものです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**山崎委員** 山崎です。ここで言うパレットというのは、どういうものですか。

**成嶋委員長** 普通のお米だとか、そういうものを乗せるパレットと同様のものです。

**山崎委員** ということは、この2段目にパレットを置くってことなんですけど、のり面には上に上がる所は作らないということですね。

**成嶋委員長** 一番上まで車で運んで、そこから手作業で運ぶそうです。

**山崎委員** はい、分かりました。

**議長** そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

**酒巻委員** 酒巻です。雨水ますで吸収し切れるんでしょうか。

**成嶋委員長** それは質問したんですけども、水が大量に出た場合には、適切に管理するそうです。それは確約を取ってあります。

**村越委員** 村越です。さっきも話になったパレットに関して、のり面が後ろにもあるのですが、これは段差は少ないってことですか。

**成嶋委員長** トラックの台ぐらいですね。

**村越委員** ●● c m ぐらいですか。

**成嶋委員長** ●●から●●m以内の段差だと思うんですけどね。手でできるって言っているくらいですから。

**村越委員** のり面がいっぱいあったら、使いづらそうな感じはするんです。

**成嶋委員長** うん、使いづらいですよ。だから、ここにこだわる理由が何かあるんですかあったら、いや、すぐそばにインターチェンジがありますから、ここが最適な条件だそうです。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 2番について、御報告します。

調査会資料は、17ページからになります。

本件は、売買による、太陽光発電設備設置への転用許可申請です。

申請地は、柳戸の畑●●筆、●●㎡です。

申請地は、農用地が第1種農地に該当せず、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、大阪市で●●事業を手がけ、当該設備設置に適した用地を探していたところ、申請地が条件に合致したため、申請したものです。

計画内容は、転圧等整地を行い、太陽光電池モジュールを●●枚設置します。敷地周囲は高さ●●mのフェンスで囲います。被害防除対策として、雨水は自然浸透、汚水、雑排水の発生はありません。また、フェンスにより土砂等の流出を防ぎます。

また、車両等の出入りがある場合は誘導員を配置する等、安全面に



努めます。

なお、隣接土地所有者には説明を行い、了承を得ておりますが、問題等が起きた場合は申請者で対応します。

当該施設による、売電収入は年間●●万円を見込んでおります。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**村越委員** 村越です。譲受人の方、大阪ですけども、この近くで何か事務所などあるんですかね。管理は事業者がやるんですか。

**成嶋委員長** はい、事業者が主体ですからね。

**村越委員** すでに関東で●●を作ったことはあるのですか。

**成嶋委員長** 柏市は初めてですが、他の他県にはあります。

**村越委員** じゃ、大丈夫です。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので，2番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を，成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 3番について，御報告します。

調査会資料は，27ページからになります。

本件は，権利要件を売買とした，畑から駐車場へ転用の許可申請です。

申請地は，布施の畑●●筆，●●㎡です。

申請地は，市街化区域に近接し，10ha未満の区域内の農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は●●で●●の●●ですが，駐車場が不足し，既存駐車場の隣接地である申請地の所有者の承諾が得られたため，今回の申請に至ったものです。

計画内容は，申請地に砕石を入れ，浸透性アスファルトで●●mの厚さで舗装します。

被害防除対策として，雨水は浸透性アスファルトによる自然浸透，及び西側にはU字構を設置し，周囲への雨水流出等を防ぎます。また，前面道路側には取り外し式の車止めポールを設置します。

また，工事中は警備員を配置し，トラブル等については事業者が対応します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第1調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。  
議案第2号を採決いたします。  
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次の議案に入ります。  
議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」、総括説明を事務局に求めます。  
事務局。  
(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは、議案第3号の審議に入ります。  
議案説明を農政課に求めます。  
農政課お願いします。

**農政課** それでは、御説明させていただきます。  
利用権設定の案件です。  
計画番号第1番は、●●に在住の農業者が新利根の畑●●筆、面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。  
計画番号第2番から第4番は、●●市に所在する特定非営利活動法人が布施下の畑●●筆、弁天下の畑●●筆、合計面積●●に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。  
計画番号第5番から第10番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃貸借権の設定を受ける者は、●●に所在する農地所有適格法人が弁天下の畑●●筆、布施の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権または使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年または●●年です。

計画番号第11番は、●●に在住の農業者が岩井の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第12番は、●●に在住の農業者が岩井の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第13番は、●●に在住の農業者が若白毛の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第14番は、●●に在住の農業者が手賀新田の田●●筆、面積●●㎡に継続して貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第15番から第17番は、●●市に在住の農業者が布瀬新田の田●●筆、柳戸の田●●筆、合計面積●●㎡に継続して貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

**議長** 御苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**酒巻委員** 酒巻です。2番から4番の特定非営利活動法人がどんな活動をしているかと、あとこれからどんな作物を作るのでしょうか。

**農政課** 主に●●の生産と出荷ということで、その仕事内容としては、出荷調整作業とか管理作業とかというのを行う予定となっているということで伺っています。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、承認いたします。  
議案第3号を採決いたします。  
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
それでは、議案第3号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。  
御苦労さまでした。

(農政課職員退席)

**議長** 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。  
次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。  
(議長の指名で事務局が報告事項説明)

**議長** いずれも報告事項でございますので、御了解を得たいと思えます。

次回の予定を申し上げます。

1 2月25日月曜日、26日火曜日が調査会で、25日は午前9時から、26日は午後1時からです。場所は、25日、26日ともに、分室1の2階、第1会議室です。

担当は、農地第2調査会です。

令和6年1月5日金曜日が総会で、午後2時から、場所はラコルタ柏4階の集会室1・2・3でございます。

これをもちまして、第29回柏市農業委員会総会を閉会いたします。  
慎重審議ありがとうございました。

(午後2時40分閉会)